

令和2年第6回防府市議会定例会会議録（その4）

○令和2年12月14日（月曜日）

○議事日程

令和2年12月14日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 橋 本 龍太郎 君 | 2 番 | 牛 見 航 君 |
| 3 番 | 梅 本 洋 平 君 | 4 番 | 河 村 孝 君 |
| 6 番 | 和 田 敏 明 君 | 7 番 | 今 津 誠 一 君 |
| 8 番 | 村 木 正 弘 君 | 9 番 | 久 保 潤 爾 君 |
| 10 番 | 吉 村 祐太郎 君 | 11 番 | 曾 我 好 則 君 |
| 12 番 | 宇多村 史 朗 君 | 13 番 | 藤 村 こずえ 君 |
| 14 番 | 青 木 明 夫 君 | 15 番 | 田 中 敏 靖 君 |
| 16 番 | 松 村 学 君 | 17 番 | 高 砂 朋 子 君 |
| 18 番 | 山 田 耕 治 君 | 19 番 | 三 原 昭 治 君 |
| 20 番 | 田 中 健 次 君 | 21 番 | 森 重 豊 君 |
| 22 番 | 石 田 卓 成 君 | 23 番 | 安 村 政 治 君 |
| 24 番 | 河 杉 憲 二 君 | 25 番 | 上 田 和 夫 君 |

○欠席議員（1名）

5 番 山 本 久 江 君

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

| | | | |
|-------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 教 育 長 | 江 山 稔 君 | 代 表 監 査 委 員 | 末 吉 正 幸 君 |
| 上下水道事業管理者 | 河 内 政 昭 君 | 総 務 部 長 | 伊 豆 利 裕 君 |
| 総 務 部 理 事 | 石 丸 泰 三 君 | 人 事 課 長 | 宮 本 松 典 君 |
| 総 合 政 策 部 長 | 小 野 浩 誠 君 | 地 域 交 流 部 長 | 島 田 文 也 君 |
| 生 活 環 境 部 長 | 原 田 みゆき 君 | 健 康 福 祉 部 長 | 藤 井 隆 君 |
| 産 業 振 興 部 長 | 熊 野 博 之 君 | 土 木 都 市 建 設 部 長 | 友 景 康 浩 君 |
| 土 木 都 市 建 設 部 理 事 | 入 江 裕 司 君 | 入 札 検 査 室 長 | 森 田 俊 治 君 |
| 会 計 管 理 者 | 小 阪 一 人 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 内 田 健 彦 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 野 村 利 明 君 | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 福 江 博 文 君 |
| 消 防 長 | 田 中 洋 君 | 教 育 部 長 | 能 野 英 人 君 |

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 河 田 和 彦 君 議 会 事 務 局 次 長 廣 中 敬 子 君

午前 10 時 開議

○議長（上田 和夫君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届出のありました議員は山本議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（上田 和夫君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。10番、吉村議員、11番、曾我議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（上田 和夫君） 議事日程につきましては、先週に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、20番、田中健次議員。

〔20番 田中 健次君 登壇〕

○20番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。選挙が終わってから初めての私の一般質問になりますが、私も8期目という形で回を重ねておりますが、その中で、まだまだやり残しのことがありますので、今回もまた一般質問させていただきたいと思っております。

質問の第1は、ひきこもりやニートへの支援についてであります。この課題については

昨年の6月議会で同様の内容で一般質問をしておりますが、その後具体的に進んでいないように思われますので、再度質問させていただきます。

近年、ひきこもりやニートなどが社会的な課題と指摘され、また最近では40歳以上の中高年のひきこもりについても、内閣府が全国的に61万人という推計を公表し、8050問題として大きな課題とされています。

今回の質問では、第一歩として若者のひきこもりやニートへの支援についてお伺いいたします。

2016年、平成28年に国が公表したデータでは、学校や仕事に行かず、半年以上自宅に閉じ籠もっている15歳から39歳のひきこもりと、将来そうなる可能性のある人が全国で推計54万1,000人いるとしております。

山口県が2018年10月に策定した、第2期やまぐち子ども・若者プランでは、この全国の推計から人口比で、山口県の推計値は約5,000人としています。同じやり方で本市の推計値を出せば、500人前後の数字となります。

ひきこもりの子どもさんを抱えている家族は周りとは相談できずに、社会的に孤立している場合も多いと言われております。また、支援の仕方もその状態に応じた様々なプロセスが必要になるとも言われております。

今年9月議会での決算審査に提出された成果報告書では、ひきこもりサポーター派遣事業の実績では、対象者は1人でその方に9回のサポーター派遣となっており、本市のひきこもりの推計値と乖離した人数のように思えます。周りとは相談ができずにおられるのかもしれませんが、どうなっているのかと素朴に疑問を抱くわけであります。

そこで、具体的な質問となりますが、1番目に、市として現状で、どのように相談、支援をしているのかについてお伺いいたします。

2番目、3番目の質問は、2010年——平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法に関連するもので、ニート・ひきこもり・不登校・発達障害等の子ども・若者の抱える問題の深刻化等を総合的に推進するため、第9条では、自治体に子ども・若者育成支援推進計画の作成に努めることとしています。

また、子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくりのため、第19条で自治体に子ども・若者支援地域協議会の設置に努めるよう求めております。

そこで、2番目の質問になりますが、子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者計画を防府市も策定すべきではないかと思えます。子どもの福祉を担当する子育て支援課では、子ども・子育て支援事業計画を今年3月に策定したばかりで、計画を幾つもつくるのが業務的に大変であれば、策定した子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの

時期に、子ども・若者計画の内容を追加して、例えば、子ども総合計画などとして既存の計画を改定されるのも一つの方法ではないかと考えております。

全国的には、第2部あるいは第3部、計画の中ですね、として子ども・若者計画だけでなく、他の子どもに関する計画の内容を一緒にしている自治体もあります。子ども・若者計画の策定について、市執行部の御見解をお伺いいたします。

3番目に、子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者支援地域協議会を設置すべきではないかと思えます。この点についても計画を一つにまとめるのであれば、複数の法律に基づく協議会とすることも可能ではないかと思えます。

協議会の構成員に若干の追加が必要となるかもしれませんが、ぜひ御検討いただければと思えます。協議会の設置について市執行部の御見解をお伺いしたいと思えます。

以上で1番目の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 20番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中健次議員のひきこもりやニートの支援についての3点の御質問のうち、私からは1点目のどのように相談・支援をしているのかについてお答えいたします。

ひきこもりとは、仕事や学校に行けず、自宅に引き籠もっている状態のことで、厚生労働省においては、様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって、おおむね家庭にとどまり続けている状態と定義されております。

近年、80代の高齢者が50代の子どもの面倒を見る8050問題や、1990年代半ば頃からの就職氷河期に大学などを卒業した方が、不安定な就労を原因としてひきこもりの状態になるなど、ひきこもりの長期化、高齢化が深刻な社会問題となっております。

平成27年度の内閣府の若者の生活に関する調査によると、15歳から39歳までのひきこもりの若者は、全国で54万1,000人と推計されており、人口から推計すると、御指摘がありましたように、本市では約500人となります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、やむなく離職し、再就職できず、ひきこもりの状態になる方の増加が懸念されているところでございます。

このような中、本人はもちろんのことですが、御家族の負担が大きく社会的に孤立することがないように、国・県・市が一体となってひきこもりの状態にある方や、その家族の方への相談支援体制の充実に取り組んでいかなければならないと考えております。

このため、厚生労働省では、平成21年度からそれまでのひきこもり支援対策を充実させた、ひきこもり支援推進事業を実施しており、この事業により、県におきましては、ひ

きこもりに特化した専門的な相談窓口としての機能を有する、ひきこもり地域支援センターを設置され、また保健所を圏域ごとの地域拠点とされており、防府市においては、山口県健康福祉センター防府支所に設置されております。

このひきこもり地域支援センターでは、より身近な相談支援として、主にひきこもりの方の御家族からの相談を受けられており、定期的に御家族の悩みや体験を話し合う会等が実施されております。

一方、市では、サポーターの養成等を行う山口県ひきこもりサポーター事業と連携する形で、平成29年度からひきこもりサポーター派遣事業として、面談が可能な方には、サポーターを派遣し、御本人の社会的参加につながるよう支援をしております。

しかしながら、市やひきこもり地域支援センターでひきこもりの相談を受ける中、サポーターとの面談に至らないケースがほとんどで、利用実績は議員お示しのとおりとなっております。

ひきこもり状態からの回復のためには、何より本人へのアプローチが大事で不可欠でございます。今後、一人でも多くのひきこもり状態の方にサポーターを派遣できるよう、ケース会議の開催を増やすなど、県と市の連携を強化していきたいと考えております。

こうした中、新庁舎におきましては、山口県健康福祉センター防府支所が市役所の福祉棟に移転されます。県と一体となってひきこもりの状態の方が一人でも多く社会参加され、御家族が安心できるようしっかりと取り組んでまいります。

2点目、3点目につきましては、健康福祉部長より答弁をさせていただきます。

○議長（上田 和夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 私からは、2点目と3点目の御質問にお答えいたします。

まず、2点目の子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者計画を策定すべきではないかについてです。

子ども・若者計画については、今年3月に策定した第2期防府市子ども・子育て支援事業計画において、ひきこもりに対する相談支援体制の充実を図ることとしており、ひきこもりサポーター派遣事業など、県と連携してサポーターの派遣による支援にしっかりと取り組んでいくこととしております。

最後に3点目の子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者支援地域協議会を設置すべきではないかについてです。

議員御案内の子ども・若者支援地域協議会は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、各分野の関係機関がネットワークを形成し、専門的な支援を効果的

かつ円滑に実施するためのものがございます。

先ほど申しました、子ども・子育て支援事業計画に盛り込んだ内容につきましては、計画の進捗状況の確認や調査、審議等を行うための子ども・子育て会議において、しっかり対応していくことといたしております。

こうした中、子ども・若者支援地域協議会に求められている、子ども・若者への育成支援を総合的に推進するため、庁内におきまして、関係各課による検討会議を立ち上げており、子ども・若者に対する支援施策を総合的に検討し、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 前回の御答弁よりも少し具体的に踏み込んだ御答弁であったということは分かりますので、そういったところは、行政の少しの変化かもしれませんが、評価をさせていただきます。

ただ、やはり抜本的には、まだまだだという感じがいたします。

それで、一つぜひ再質問でまずお聞きしたいことは、先ほど防府市では推計値というような言葉を使いましたが、防府市でひきこもり状態にある方の実態等に係る調査をしたことがあるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

ひきこもりの実態調査につきましては、調査方法や結果の公表などについて大変難しい面もありますことから、本市においては、実態調査には至っておりません。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 昨年12月現在ですが、厚生労働省の調査した報告が、厚生労働省のホームページにひきこもりというところが出ております。全国で321自治体、約2割の自治体がそういった調査をしております。そのうちの4分の1ですが、80自治体が調査結果を公表しておるわけでありまして。

都道府県では約半分の23がやっておりますけれども、山口県は残念ながらこの中には含まれておらないと思われまして。

一般市・区ですけれども、それも148、約2割の自治体がひきこもりの実態調査をしております。近県では、岡山県の総社市、新見市、あるいは広島県の庄原市、福岡県の柳川市、うきは市、みやま市、いずれも人口規模でいけば、防府市よりもむしろ小さいよう

な自治体、全国的には町村も15%がやっとなと。

調査方法とすれば、民生委員、児童委員さんへのアンケート、あるいは聞き取りというところが76%というような形になっております。

そういったことで、ぜひ防府市でも今後こういった調査を、もちろん公表するかどうかだとか、その扱い方についてはデリケートな面がありますが、調査すべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 調査方法等につきましては、先ほど、議員さん言われましたように、民生委員、児童委員によるアンケートや聞き取り調査、その他保健師、NPO、事業者によるアンケート、聞き取り調査等がございます。今後調査につきましては、検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） ぜひそういうふうにし少し前向きに検討していただきたいと思っております。

先ほど言いました総社市、ここは全国的にも進んでおるところであると思っておりますが、総社市の社会福祉協議会が、ひきこもりサポーター養成テキストというようなものをつくって取り組んでおられます。そこにひきこもり支援等検討委員会というものが、総社市にはありまして、岡山大学の先生がその委員長を務めておられるわけですが、こういうふうにごこのテキストで述べておられます。

都道府県・指定都市単位で行われているひきこもり地域支援センターも、ひきこもりサポーター養成も市町村に活用されているとは言えません。ひきこもり支援はコミュニティソーシャルワークの重要なテーマであり、地域福祉として取り組むべきところ、センターやサポーターと市町村の連携は実際には不十分です。サポーターを養成しても、その担い手は県庁所在地住民が中心になってしまいがちです。サポーターの生活域以外の地域に派遣され、当該地域や家庭の事情の分からないサポーターが支援に入ってしまうのでしょうか。制度設計どおり、市町村が派遣を依頼し、効果があったという事例はあまり耳にしません。そこで総社市では、平成27年から検討を始め、平成29年4月に総社市ひきこもり支援センター「ワンタッチ」を開設しました。市の単独事業として地域密着型の全ての市民を対象としたセンターの設置、運営とサポーター養成に乗り出したわけです。その後、国も市町村レベルでのひきこもり支援を強化するべく、平成30年度から訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を充実させるとともに、ひきこもり支援センターのバックアップ機能等の強化を図り、相互の連携を強化するひきこもり

サポート事業を行うこととなりました。

このような形で述べておられて、県やそれから指定都市などでの地域支援センターだけでは限界があると、各自治体が単独でむしろそういった組織をつくるべきだということをお述べておられます。

厚生労働省のホームページには、総社市のほかに、愛知県の豊明市、それから県内では宇部市の事例が紹介されております。こういったこともぜひ参考にされて、我々議員も研究しなければなりません。行政のほうでもしっかりと進められるよう要望して、1問目の質問は終わりたいと思います。

引き続いて、質問の第2は、旧防府商参会館の活用についてお伺いいたします。

旧防府商参会館を、防府市出身の偉大な歌謡作曲家である大村能章の記念館として整備して活用すべきではないかということでもあります。

池田市長になってからの2018年、平成30年12月議会の一般質問でも同様の提言をしております。その際の教育部長の御答弁では、

旧防府商参会館は、建造物としての文化的価値を備えていると考えており、当面は登録有形文化財を目指して取り組んでまいります。議員御提案の大村能章記念館としての活用につきましても、活用策の一つとして研究してまいりたいと考えております。

このように述べられております。

しかし、そのままになっており、登録文化財とする動きも見られません。大村能章記念館との発言をするのは、次の3つの理由からであります。

第1に、教育部長の御答弁にもありましたように、この建物が文化的価値の高いものとするわけであり。山口県教育庁文化財保護課が編集し、平成10年に発行された山口県の近代化遺産でも、建物の平面図、立面図、断面図といった図面、外観と会議室の写真などで1ページを使って記載されているほか、これまでに県内の近代建築や近代遺産を取り上げた新聞記事などで何度も紹介されています。

それと同時に、防府の商工業発展のシンボルとする記述もあります。例えば西日本新聞の記事では、建物の洋式はセセッションなどと記載され、建物の文化的価値を述べていますが、同時に、この建物の防府の商工業発展の歴史上の地位についても次のように述べています。

県内を見回しても、商工振興の拠点として使われた施設が残された例は極めて少ない。防府の地域の商工業発展の歴史を語る上でも貴重な建物である。建物の文化財的な価値と防府の商工業発展を語る上で、貴重な建物ということをおまず最初に申し上げておきます。

第2に、大村能章と旧防府商参会館の関係は、時代的に、また地理的に重なり合っ

ることを申し上げたいと思います。防府商参会館は昭和10年に建設されたわけですが、昭和10年は大村能章の初の大ヒット曲、旅笠道中を作曲した年、彼の名前を有名にした野崎小唄、明治一代女などを作曲した年でもあります。こうした時代的に重なっていること、大村能章を顕彰するのにふさわしい施設だろうと思います。

また、大村能章の生まれたのが、松崎地区の多々良で、毎年佐波神社で4月に大村能章顕彰会と地元の多々良自治会で、共催のような形であろうと思いますが、二輪のさくら祭りが開催されています。松崎地区内に顕彰施設を造ることは、地域の活性化にもつながるのではないのでしょうか。

参考までに申し上げますが、二輪の桜とは、西条八十作詞、大村能章作曲の戦友の唄の副題ですが、これは軍歌同期の桜の本歌として知られている曲でもあります。

前回の一般質問の際に、柳井市では旧周防銀行本店を柳井市町並み資料館として、1階は各種の展示を行うふるさと学習施設として、2階は柳井市出身の歌手松島詩子記念館として整備し、柳井市の白壁の町並みの入り口にあることを紹介しましたが、旧防府商参会館も天満宮、うめてらす、山頭火ふるさと館から続く、新たな観光資源になるのではと考えております。2番目に大村能章と旧防府商参会館の時代的、地域的な関係性について申し上げます。

第3に、大村能章の膨大な資料を、このままにしておいていいのかということでもあります。アスピラートの大村能章の部屋に展示してある資料は、1991年、大村能章の御遺族から、防府市が寄贈を受けた資料のごく一部であり、貴重なSPレコードや自筆の楽譜については、アスピラートの倉庫に放置されたままであります。

私は、以前にこれらの資料の整理や活用を一般質問で求めたことがあります。その後、大村能章顕彰会の御努力で資料の整理、データ入力、分類がされ、目録も作成されました。当時の教育長は、「その活用について教育委員会といたしましては、大村能章顕彰会と相談しながら研究してまいりたい」と述べられましたが、その後の活用は進んでおりません。

こうした状況の中で、アスピラートの大村能章の部屋の展示物をアスピラートのミニシアターに移設し、大村能章の部屋と山頭火の部屋は展示スペースにするとの話をお聞きします。山頭火の部屋については、山頭火ふるさと館ができて、その役割が終えたと言えるかもしれませんが、大村能章の部屋をミニシアターに移設するのは、これまでより狭い展示スペースに押し込めることとなり、私は問題があるのではないかと考えております。

大村家から寄贈され、倉庫に眠っている資料をこのまま放置されるのでしょうか。大村能章の部屋での展示をやめるのであれば、この際、きちっとした形で眠っている資料も含め、顕彰することが必要ではないかと思えます。

1つ目に建物の文化財的な価値と防府の商工業発展を語る上で貴重な建物ということ、2つ目に大村能章と旧防府商参会館の時代的、地域的な関係性、3つ目に寄贈された倉庫に眠っている貴重な資料の活用、以上の3つの視点から提言を申し上げました。

市執行部としてどのように考えておられるのか、前向きな御回答をぜひお願いしたいと思います。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（能野 英人君） 旧防府商参会館の活用についての御質問でございます。

議員からは旧防府商参会館の価値や大村能章との時代的、地域的な関係性、大村能章の資料の活用という3つの視点での御提言をいただきました。

ここでは、旧防府商参会館の今後の在り方についてお答えいたします。

旧防府商参会館は、昭和10年に防府商参会の会館として建設され、昭和35年に防府商工会議所が新しい会館に移転してからは、洋裁学校や貸し館として利用されてきました。

平成28年、当時の所有者が売却の意向を示された際に、松崎地域の皆様から、市が取得の上、公民館の駐車場として整備してほしいとの御要望をお受けいたしました。

旧商参会館用地を駐車場にとの御要望でございましたが、建物は文化的価値を有する近代建築であるとの御意見も頂戴しておりましたことから、別の場所に第2駐車場を整備し、旧商参会館については、その活用を検討することといたしておりました。

こうした中、現在、松崎地域では、まちづくり推進協議会を新たに立ち上げられ、活発な地域活動に取り組んでおられます。地域活動において、駐車場は公民館敷地と先般整備いたしました第2駐車場を利用されておりますが、活動が活発になる中で、駐車台数に不足が生じる事態となっていることに加え、第2駐車場付近の交差点はこれまでも何度か事故が発生していると、以前から伺っており、特に、利用の多い高齢者の安全・安心を確保するためにも、公民館の近くに駐車場を設けることが、急務となってまいりました。

住民の方々からは公民館や教育委員会に対しまして、老朽化が進んでおります旧商参会館を解体し、駐車場として整備をしてほしいとの要望が多く来ております。

このような中、松崎地域の公民館運営審議会やまちづくり推進協議会をはじめ、自治会連合会や社会福祉協議会など、松崎地域で活動される団体の皆様から地域活動の発展に向けた切実な思いや、利用者の安全・安心の確保のため、改めて旧商参会館用地を公民館の駐車場として整備されたい旨の要望書を、代表の方々から頂戴したところです。

旧商参会館用地は松崎公民館に近接しており、建物を解体し更地とした場合には、駐車場として利用者の安全・安心に資するとともに、公民館まつりや地域防災活動などの地域イベント、災害時には一時的な避難場所としての利用も期待されております。

一方で旧商参会館の活用については、観光や散策の主たるルートから外れた場所にあり、駐車場がなく、周辺の民家とも隣接した袋地であることが、活用の阻害要因の一つとなっております。

建物の状態について、最も特徴的な石造り風の外壁は劣化が進んでおり、このまま放置すると周辺に被害を与えるおそれもございます。

建物内部では、雨漏り、仕上げ材料の劣化、湿気による下地構造の腐食、建設時の部品が欠落している状態にあります。そのため、これを保存し、活用できる状態に戻すためには、構造体も含め全面調査をした上で多額の経費を要する大規模な改修が必要となっております。

こうしたことから、議員御提案の大村能章記念館を含めた活用策について、結論を出すことができませんでした。加えて何よりも、地域の文化財を活用する上で、最も重要な地域住民の理解を得ることができていない状況でございます。

これらのことから教育委員会といたしましては、何よりも安全・安心を第一に考え、地域の皆様の御要望にお応えできるよう、調整してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） ちょっと残念な御答弁で、以前は登録文化財にぜひしたいというような形でありましたので、私はそれを見守っておったわけですが、なかなかそれが進んでいないような形の中で、地元から駐車場にというような要望書というのは、これは議員の書類入れのほうにも入っておりましたので、そういう形の動きが片方であるのかなというふうに思っておりましたけれども、しかし、防府の商工業の一つのシンボルの建物であって、これまでも、山口県の近代化遺産という形で、県の文化財保護課がまとめ、山口県文化財愛護協会がまとめた、20年以上前の冊子ですけども、これに載っている防府市の建物がどんどん解体されていくと、他市では少しそれについてはお金もかけながら、保存していくと。ちょうど私が山口県に来た時期に、山口県庁、今、県政資料館という形で残っておりますが、これは解体するという話でありましたけれども、県内の知識人というのか、文化人の方がぜひこれは残すべきだという署名運動をする中で、残って今、国の登録文化財になっておるわけでありまして。

そういったことで、ぜひもう一度、これについては再考していただきたいということを要望しておきます。

アスピラートの中で、部屋を封鎖してミニシアターみたいなところに移転するという形になっておる、そういう実情の中で、きちんとしたところへ展示すべきじゃないかという

意味で、商参会館を、前にそういったことで提言していることもあったんで、申し上げたわけですが、大村能章の膨大な資料と私申し上げましたが、レコードだとか、楽譜がどのくらいあるのか、市執行部のその辺の認識はどうなっとるのでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） 大村能章の部屋もありますが、アスピラートが地域交流部ですので、私のほうから御答弁させていただきます。

今現在、大村能章の遺品としてありますのが、レコードが約1,200枚、楽譜が約4,800点、その他写真等もろもろ多数ございます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） それぐらい膨大なものがあるって、私もアスピラートの倉庫、館長さんに案内していただいて見ましたが、レコードを入れる棚といいますか、それが私の胸の高さくらいまであるような棚が3つあって、そこに縦ではなくて、レコードですから横にぎっしりと入っております。

楽譜については、私の背より高いような棚にしっかりと封筒に入っております。それを顕彰会の方が、こういう形で冊子にもして、それをデータにもしてまとめられたわけですが、それがなかなかその後活用が進んでいないわけです。これは、今後は活用の方法とすれば、そういうふうにするのか、ずっと倉庫で眠らせておくのか、その辺はやはり内部で検討する組織をつくって、改めて検討しなければならないと思うんですが、どうお考えでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） お答えいたします。

今現在、アスピラートにある大村能章の部屋、ここの展示と管理は全て顕彰会のほうにお任せしておる状態でございます。

ですから、その部屋について、展示、その内容、その辺は顕彰会のほうでされるというふうにはされております。

実際、今年度、防府市駅周辺まちづくり協議会が開催されており、その中でアスピラートに市民ギャラリーの設置等の、そういったにぎわいの創出をしてはどうかという御意見ございました。その関係でそういった話、議員が御案内された話になったのではなかろうかと思いますが、そのあたりも含めて、大村能章顕彰会の方と今後の展示方法等についても、御協議させていただきたいなど、そういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 市議会だよりの昨年の11月15日号は、御存じですかということで、大村能章さんが表紙になって、「私が歌謡作曲家の大村能章です」「慟哭の時代に中山晋平・古賀政男・江口夜詩とともに、昭和歌謡界の四天王と呼ばれた」ということで紹介がされております。

その倉庫の実情ですけれども、要するに、今、部長ももし行かれれば分かると思いますが、言ってみれば、足の踏み場もないような形で、押し込められて、資料を探すのも、一応こういうデータベースができておりますけれども、大変な状況です。

もし、顕彰会の方にそういった管理をお任せするというのであれば、もうちょっとしっかりとした部屋を確保して、そこへ例えば一般の人が入って閲覧するだとか、あるいはSPレコードを聴きたいということであれば、SPレコードが聴けるような設備だとか、そういうものを少なくとも行政が用意して、それで顕彰会に管理をお任せするというのなら分かりますが、雑然と倉庫の中に資料が放り込んであるような状況で、顕彰会にお任せするというのでは、ちょっと無責任ではないかと思うんです。

SPレコードははるか前からレーザーターンテーブルというようなものができておまして、日本の会社が唯一つくっておるわけですが、アメリカから有名なポップスの歌手だとか、ジャズのピアニストが来て、それを買って帰るようなものでありますが、そういうものを公共の図書館だとか、研究機関だとか、大学とかは買って入れているわけです。

ぜひそんなことも研究していただきたいということをお願いして、時間もなくなりますので、3番目の質問に入りたいと思います。

質問の第3は、押印手続の見直しについてであります。

国は押印手続の見直しを進めており、国の方針に準ずる形で、山口県をはじめ、全国の自治体で押印手続の見直しを進めています。

11月5日のほうふ日報の記事によれば、防府市でも池田市長が、内部、外部を含めた全ての押印の見直しを指示したとのことであります。

私は、はるか以前の9月議会一般質問で役所事務の簡素化という趣旨で、市民サービスの向上と事務処理の改善を図るため、可能な限り押印を廃止すること、押印手続の見直しを求め、翌年の7月1日から、各種申請書の一部について押印を不要にいただいた経緯があります。

しかし、多くの手続において、そのまま押印の手続が残りました。そうしたこともあり、今回の押印手続の見直しが、国の方針ではありますが、進められることには大きな関心を持っております。

そこで、以下3点について具体的にお伺いします。

1番目に押印手続の見直しは、どのような方針、基準で進められるのかについてお伺いします。2番目に申請等で市民の押印が必要な市の手続は、どの程度あるのかについてお伺いします。3番目に、今後の作業スケジュールは、どうなるのかについてお伺いします。

以上で、第3番目の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 田中健次議員の押印手続の見直しについての3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の押印手続の見直し方針と基準についてです。

議員御案内のとおり、国が行政手続における押印の見直し方針を示したことにより、全国の自治体で見直しが進められております。

本市においても、行政手続における市民の皆様の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、押印の見直しに積極的に取り組むこととし、既に押印を廃止した内部事務92件を除く手続について、可能なものから適宜見直しを進めていくこととしております。

この見直しを進める上で、押印が必要かどうかや、押印に代えて署名や記名が必要かどうかを判断する基準について、今後国から示される予定の押印見直しに関するマニュアルに基づいて定めることとしております。

次に、2点目の申請等で市民の押印が必要な市の手続数についてです。

10月に実施した調査結果では、押印が必要な手続が全庁で2,116件あり、このうち市民の皆様が押印が必要な手続は1,942件ございました。

その内訳を申し上げますと、押印を必要とする根拠が国や県の法令等に基づくものが445件、市の条例や規則等に基づくものが475件、市の要綱などに基づくものが1,022件でございます。

最後に、3点目の今後の作業スケジュールについてです。

まず、市の要綱等に基づく手続につきましては、今後要綱改正等を進め、令和3年4月から順次押印を廃止することといたしております。

また、国や県の法令等に基づくものにつきましては、その見直し時期を合わせる必要がありますことから、国、県の動向と併せ見直しを進めることとしております。

以上御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 押印の見直しについては、河村議員が少しさきに質問していただいておりますので、私のほうは少し再質問をはしめることができるので助かっており

ますが、はるか前にと申し上げましたけれども、はるか前というのは実は30年前のことです。私、議員になって2年目の9月議会での質問ですから、ちょうど丸2年目のときでありますけども、1年生議員の。

そのときに、議場におりましたのは、今日お休みの山本議員ただ一人ですから、そのときの様子は議事録で見ていただくしかないわけですが、いずれにいたしましても、当時はその中で、例えば成り済まして施設を借りることがあっても、これは問題はなかろうと、きちっと市のほうに収入が入るわけですから、使用料という形で。そういう形で本人確認というものを、かなりそこで緩めていただいたことがあります。

それから住民票についての押印は、これは私、議事録見て改めて確認したんですが、当時の法律でも氏名と住所しか求めていないと、政令ですわね、そういうことで、これはやめていただいたんだと思います。先ほど、ほうふ日報の記事でも、防府市では既に住民票での押印の必要ないということは進んでいたがというふうなことが、一番最初に書いてありましたが、これは30年前の私の一般質問が少しは役に立ったんだろうかと自負しておりますが、しかし、当時問題になったことは、本人確認をどうするのか、本人の意思確認をどうするのか、押印というものがそれなりの効力を持つておるわけです。

例えば、田中の押印なんていうのは、簡単にすぐ印鑑売っているところでも、百均でもありますので、名前が非常に難しい、名字が難しい方はともかく、田中とか山本とか、それから河村とか（笑声）、つい河村さんの名前出せていただきましたが、そういうような形でその確認の問題。従来は記名、押印というものと署名というものが同じような扱いでありました。今度それが、記名だけでいいのか、その辺のところ非常に曖昧な部分がまだ残されておりますので、それでかえって事務的に煩雑にならないということもまた大事だと思います。

それから、全国的に進んでいる福岡市の例だと、例えば手が不自由で字を書くのが非常に困難というのか、不便な方はそういう署名とか何とかでなくて、むしろ押印にするというようなことが、福岡市の事例などでは出ております。

そういったことも参考にされて、ぜひこの際、国の方針に従って、どうも基準というのを、私はもう少し市の内部で詰めておるのかと思いましたが、それは詰めておらなくて、国の基準に従ってやるような流れでありますので、それはそれで今の一つの国から出てきたことですから、やむを得ないのかと思いますが、そういった点、市民にとって不便にならないような形、そして行政にとってかえって事務手続が煩雑にならないように、この辺ぜひ考えて、国の掛け声だけにだまされて、かえって不便になったと、仕事がやりにくくなったということにならないように、その点だけ要望申し上げて、私の質問終わりたいと

思います。

○議長（上田 和夫君） 以上で、20番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、8番、村木議員。

〔8番 村木 正弘君 登壇〕

○8番（村木 正弘君） こんにちは。「公明党」新人の村木正弘でございます。初めての質問になります。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

12月13日現在、全国で新型コロナウイルス感染症の感染者が17万6,953人、その中で2,561名の方がお亡くなりになりました。感染された方々、入院されている方々にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々にお悔やみを申し上げます。また、連日最前線で働いていらっしゃる医療従事者の皆様に心より敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備える必要があると思います。本市における対応について2点ほどお伺いいたします。

まず1点目です。5月の緊急事態宣言のときは、学校の臨時休校等の緊急のお知らせや、医師会の監修による感染防止対策の重要性について、市からチラシやリーフレットを一軒一軒配布されるなど、一人ひとりが初めての経験で緊張感もあったと思います。

その後、第2波、第3波に備え、本市がいち早く様々な感染症対策に取り組んできた中、この冬を迎え第3波が訪れてきたのではないかとされているとおり、全国的にも、山口県においても感染者が増加していますが、本市においては11月に4人、12月に入って1人が確認され、感染拡大とまでは至っていませんが、年末年始を前に、いま一度気を引き締める必要があると思います。

年末年始は全国から帰省される方が多数本市に来られます。また、イベントが増え、人々が多く集まり、会食の回数が増えてくる時期になります。この冬をコロナウイルス感染症を拡大させることなく乗り越えるために、マスクの着用や手洗い、寒くなりますが、しっかりした換気など、感染予防対策を我々一人ひとりが改めて徹底する必要があると思いますが、本市は市民の皆様や事業所等に、どのような感染予防の啓発をされているのかお伺いいたします。

2つ目に、インフルエンザ流行期における対策としてPCR検査の受診体制についてお伺いいたします。

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症との判断は難しく、一部の医療機関では発熱のある方は診察してもらえないという話を聞きました。そこで発熱等の症状のある方が

医療機関を受診する際、安心して必要な診察が受けられるよう、どのような対策を取られているのかお伺いいたします。

また、無症状の方のPCR検査についてもお伺いいたします。

先日多くの市民の方々から不安の声をお聞きしました。その内容は発熱やせき、味覚異常など、新型コロナウイルス感染症を強く疑う症状はないのですが、感染しているかもしれないという不安があるので、検査を受けたいというものでした。

市では、県内でも早い段階で9月1日から地域外来・検査センターを立ち上げ、PCR検査を行っていますが、かかりつけ医が検査の必要があると判断した人が対象となっています。

そこでお伺いします。今後、無症状の方がPCR検査等を希望された場合、市では検査が受けられる体制を整備される予定はあるのでしょうか。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） 8番、村木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 村木議員の新型コロナウイルス感染症対策についての2点の御質問にお答えいたします。

私は、マスクの着用を基本の一つとする新しい生活様式の実践について、今を乗り越えてみんなで頑張っていきましょうというメッセージとともに、市民の皆様へ訴え続けてまいりました。市民の皆様の中に新しい生活様式が浸透してきているのではないかと考えております。

まず1点目の新型コロナウイルス感染症への本市の対応についてです。

本市では、今年1月28日に他市に先駆けて、防府市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、緊急事態宣言が出された感染の第1波への対応をはじめ、第2波、第3波に備えた感染防止のため、その支援を行うこととし、幼稚園や保育所等の福祉施設におけるマスク等の衛生用品の購入経費として10万円を支給するとともに、手洗い場の蛇口の改修等、衛生対策に取り組む事業者に30万円を上限に補助する等、様々な対策を講じてまいりました。

こうした中、冬を迎え全国的に再び感染者が増加しておりますが、本市においては感染拡大まで至っていないのは、市民お一人お一人の感染症対策への取組もあろうかと思っております。

しかし、油断は大敵でございます。去る11月27日には、35回目となります市内の対策本部会議を開催し、防府読売マラソンの開催を控えていることもあり、いま一度緊張

感を持って対応するよう全庁に指示したところでございます。

市民の皆様に対しましては、防府駅をはじめ、防府天満宮下のうめてらすや市内各郵便局など、市内の様々なところにマスクの着用、手洗い、換気の実践を分かりやすくデザインしたポスターを掲示し、改めて基本的な感染防止策の徹底を訴えかけております。

事業者の皆様に対しましても、防府商工会議所と連携を図りながら、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底をお願いしているところでございます。また、市の広報を通じまして、毎月、本市の感染防止対策や新しい生活様式の実践等、間断なく必要な情報を市民の皆様にお伝えしてまいりました。

直近の市広報12月1日号では、年末年始にかけて初詣の分散参拝を呼びかけるなど、感染リスクが高まる場面に注意した上で、行動していただくよう注意喚起に努めております。

次に、2点目のインフルエンザ流行期における、PCR検査の受診体制についてでございます。

本市ではPCR検査の必要な市民の方が、迅速かつスムーズに検査を受けられるよう、防府医師会の御協力の下、お示しのとおり、去る9月1日に地域外来・検査センターを開設し、早期に受診体制を整えました。これからインフルエンザの流行期を迎えるにあたり、発熱等の症状を訴える方が大幅に増え、多くの方が医療機関を受診されることが予想されます。発熱等の症状のある方が医療機関を受診される際には、院内感染等を防止するため、事前にかかりつけ医に電話で御相談いただくこととしております。

また、かかりつけ医のない方や相談する医療機関に迷われている方には、市保健センター等の相談窓口において、近隣の受診可能な医療機関を御案内することとしており、これらのことはチラシやポスターのほか、市の広報などを活用し、広く市民の皆様にも周知しているところでございます。

次に、無症状の方に対するPCR検査につきましては、このたびの補正予算に計上させていただいておりますが、重症化するリスクの高い65歳以上の方や、基礎疾患等をお持ちの方を対象とし、来年1月からPCR検査等受けられる体制を整備するものでございます。

また、検査費用につきましては、その一部を国と市で支援し、自己負担額を軽減することで、希望される方が検査を受けやすくなるよう配慮したものでございます。

今後も決して油断することなく、対策本部を中心に感染防止対策に全力を傾けてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 村木議員。

○ 8 番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。

これは要望でございますが、「公明党」が推進している新型コロナウイルスワクチンの希望者全員への無料接種に向け、接種の実施主体を市町村とした上で、費用は国が負担することなどを盛り込んだ、改正予防接種法が12月2日の参院本会議で全会一致で可決成立しました。

一日も早く市民の皆様にワクチンが届くことが、社会経済活動を滑らかにし、感染に対する不安を和らげていく重要な鍵になると思いますので、防府市としてもしっかりと準備していただきたいことを要望して、この項の質問を終わります。

次の質問に入らせていただきます。

先輩が12月10日に質問され、重複することになりますが、よろしく願います。

2項目めは、選挙の投票率・利便性の向上について質問します。

防府市議会議員選挙で前回2016年は50.8%、今回は50.67%ですので、0.13ポイント下がりました。コロナ禍での選挙ということで、外出を控えていらっしゃる方が多かったのかもしれませんが、また天気がよかったので、遊びに行き忘れていらっしゃる方が多かったのかもしれませんが、これからの投票率向上の対策、啓発について伺います。

選挙における投票率向上のための対策についてですが、「公明党」の先輩議員である山根議員が今年の9月議会でも投票率のことを質問されていました。今年は期日前投票所を増設され、イオンタウンでの期日前投票所で投票された方が6,658人、市役所での期日前投票された方が8,139人と、合計で1万4,797人でした。

しかし、今年はイオンタウンにたまたま空きテナントがあったので、期日前投票所が増設できましたが、空きテナントがなくなったら、どこに期日前投票所を置かれる予定でしょうか。

それと、市役所での期日前投票所ですが、市庁舎の建て替えに伴う駐車場の混雑緩和についてどうされる予定でしょうか。駐車場がいっぱいで止められないとなると、期日前投票に行きたいと思った方でも、やっぱりやめようとなると思います。

この1年以内に衆議院議員の選挙もあります。市役所を中心に東西南北に期日前投票所を置いていただけないかと思います。置くのが無理なら近隣の市では、山口市や浜田市ですが、前回の参議院選挙で、車で移動できる移動期日前投票所が使用されました。特に、私が住んでいる小野地区のような中山間地域では、公共交通網が少なく、投票所までの移動が大変だという声を聞きました。

そこで、車の中で投票できる移動期日前投票所を市内の東西南北で巡回させたり、各高

校にその車で乗りつけて、投票できる年齢の高校生に投票していただくなど、投票率向上につながるのではないかと考えられます。

イオンタウンの期日前投票所では、投票用紙自動交付機が使用され、投票に行かれた市民の方から、コロナ禍で投票用紙に触る人が少なくなると好評でした、次の選挙からあの機械を各投票所に配置してもらえると、投票用紙への接触回数を減らすことができ、コロナ禍では大変いい方法だと思います。増設についてどのようにお考えでしょうか。

ほかにもSNSを利用して、期日前投票所の混み具合など、分散投票の呼びかけ等を知らせていただけると、もっと分かりやすいのではないかと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福江 博文君） 村木議員の選挙の投票率、利便性の向上についての3点の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の今回の市議会議員一般選挙における投票率向上の対策と課題及び今後の対策についてでございます。

近年の選挙では、投票率の低下が大きな課題となっております、また高齢化が進む中で、投票環境の向上も求められているところでございます。

このため、今回の市議会議員一般選挙におきましては、期日前投票での混雑を緩和し、市民の皆様が投票しやすいよう、市役所本庁舎の期日前投票所に加え、広い駐車場のある商業施設にも、期日前投票所を6日間通じて設置をいたしました。

さらに、期日前投票所におきまして受付時間や待ち時間の短縮を図るため、入場券のバーコードを利用して、選挙人名簿との照合を行うシステムも導入をいたしましたところでございます。

また、コロナ禍の中、市民の皆様が安心して投票できるよう、投票所でのソーシャルディスタンスの確保やアルコール消毒液、飛沫感染防止シートの設置など、新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、16の投票所におきまして、段差解消の対応も行ったところでございます。

こうした中、このたびの選挙の投票率につきましては、議員お示しのとおり、50.67%となり、前回とほぼ同程度の投票率となったところでございます。コロナ禍における他市の選挙では、おおむね投票率が下がっている中、一定の成果があったものと考えております。

今後につきましては、期日前投票所を1か所増設したことによる効果や有権者の投票行

動を分析し、投票率の向上につながるよう期日前投票所のさらなる増設も含め、投票所の在り方等について検討していきたいと考えております。

また、今回は期日前投票所を商業施設の空きテナントに設けましたが、今後、今回使用した商業施設に空きテナント等がない場合は、他の商業施設や公共施設など、駐車場を含め、有権者が投票しやすい場所を選び開設をしたいと考えております。

また、市役所本庁舎の期日前投票所につきましては、令和3年度から新庁舎建設事業が本格的に始動しますことから、代替場所も含めて検討し、投票に支障がないよう対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の中山間地域での移動期日前投票所の開設についてでございます。

県内では、昨年4月に執行されました山口県議会議員一般選挙から、山口市と萩市の2市におきまして、投票所の統廃合により投票所への距離が遠くなった地域がありますことから、移動期日前投票所を設置されておられます。

移動期日前投票所は、高齢化が進む中、交通手段の確保が難しく投票に行くことが困難な、いわゆる交通弱者の方に対し有効な方策でございます。高齢化の進展など社会環境が変化する中、本議会でもお答えをしておりますが、投票しやすい環境づくりを進めていくこととしておりまして、移動期日前投票所を含め、期日前投票所の在り方について、しっかりと検討してまいります。

最後に、投票用紙自動交付機の増設についてでございます。

今回の市議会議員選挙では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策といたしまして、投票用紙の交付における選挙人の滞留を防止するため、期日前投票所及び特に有権者の多い投票所に投票用紙自動交付機を設置いたしました。

今後も引き続きコロナ対策を講じていく必要がありますことから、混雑を防止し、スムーズに投票ができるよう、有権者が多い投票所から計画的に設置してまいりたいと考えております。

また、議員御提案のSNSを利用いたしました情報発信につきましては、今後有効に活用し、期日前投票所の混み具合など、分かりやすい情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 村木議員。

○8番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。

市民目線の投票率、利便性の向上をお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、8番、村木議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、12番、宇多村議員。

〔12番 宇多村史朗君 登壇〕

○12番（宇多村史朗君） 皆さん、改めましておはようございます。「自由民主党」の宇多村でございます。本日は大きく2点の問題について一般質問させていただきたいと考えております。執行部の真摯なる回答を期待いたします。

それでは、1点目の防府市の空き家対策について御質問させていただきます。

現在、空き家問題は全国的な問題であり、防府市においても決して後回しにできない問題でございます。

現在、総務省が行っております、住宅・土地統計調査によれば、空き家の総数は全国で、平成8年の576万戸から、平成30年の849万戸と、20年間で約1.5倍に増加しております。平成30年の住宅・土地統計調査の種類別内訳を見ますと、賃貸用の住宅が51%、売却用の住宅が3.5%、別荘やたまに寝泊まりする二次的住宅が4.5%、人が住んでいない住宅で、例えば転勤、入院などのため居住世帯が長期にわたり不在の住宅や取り壊すことになっている住宅などのその他の住宅が41%となっております。

賃貸用、売却用、二次的住宅につきましては、今後の活用が見込まれますが、その他の住宅については、放置される可能性が高く、放置されることにより、草木の繁茂による隣接地への悪影響、不衛生な環境から悪臭が発生、不法侵入や不法占拠、粗大ごみなどの不法投棄、放火の原因、家屋の一部が飛散、倒壊といった大変危険な状態になるものもあると考えております。

私の地元、富海地区においても、老朽化した空き家は多く存在しておりますが、長年放置され、地域住民の悩みの種でありました危険な空き家が、近年何件も解体されることから、市が行っている空き家対策も徐々に効果が出ているのではないかと考えております。

そこで1点目として、本市の空き家対策の現状はどのようになっているかお尋ねいたします。

次に、危険な空き家への対策は重要なことではありますが、空き家が危険な状態になれば、周辺に多大な迷惑をかけることとなりますので、まずは危険な空き家を発生させない取組が必要だと考えております。

そこで、2点目として、今後の空き家対策で重点的、もしくは新たに取り組むことについて、執行部の御所見を伺います。

以上、2点について真摯な御回答をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 12番、宇多村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 宇多村議員の防府市の空き家対策についての2点の御質問にお答えいたします。

空き家の問題は高齢化が進む日本全体の問題であり、団塊世代の相続が進み、空き家が急速に増加することが予測されます。空き家を放置し管理を怠りますと、急速に老朽化が進みますので、危険な状態になる前の取組が重要であると認識しております。

まず、1点目の空き家対策の現状についてでございます。

本市の空き家の戸数は、昨年の調査では約2,400件と平成27年の調査から約1.5倍に増加しております。そこで空き家対策の重要性を感じ、地域の安全・安心の観点に加え、まちづくりの観点と併せ一体的に取り組むために、本年度から空き家の担当部署を生活環境部から土木都市建設部に再編しております。

また、空き家の増加に伴い、空き家に関する相談内容も多様化していますことから、宅建協会防府支部と連携して行っております空き家の無料相談につきましても、幅広い相談に対応できるよう、本年度から無料法律相談と併せて開始しております。

さらに空き家に関する補助につきましては、昨年度までは危険な空き家の解体費用を補助しておりましたが、今年度からは制度を拡充し、新たに旧耐震基準以前に建築されました空き家も対象とさせていただきます。

加えて、空き家の利活用を促進するため、空き家バンクに登録された空き家を購入した際に行われるリフォームに対しましても、その費用を補助する制度を新設したところ、空き家バンクを創設しました平成28年度から昨年度までの4年間で、空き家バンクの登録件数は23件でしたが、今年度だけで新たに23件もの登録があり、うち9件について売買契約がなされており、徐々にではありますが、空き家対策の成果が見え始めているところでございます。

次に2点目の空き家対策の今後の取組についてです。

空き家の対策を総合的かつ計画的に進めるために策定いたしました、第1次防府市空家等対策計画は本年度で終わることから、次期計画の策定にあたり、本年度防府市空家等対策協議会を3回にわたり開催いたしました。空き家対策はまちづくりにおいて大変重要な事項であることから、私自ら3回全ての協議会に参加し、委員の皆様からの御意見をしっかりと聞きし、次期計画の案を作成したところでございます。

次期計画におきましては、空き家の増加抑制と適正管理につながるよう、意識啓発、相談窓口の充実、所有者への助言、危険防止のための支援を行い、また周囲へ悪影響を与え

るおそれのある空き家につきましては、引き続き解体費を補助するなど、早期の解体を促進していきたいと考えております。

さらに、まちづくりの観点から市街地で課題となっております狭隘道路の問題も含め、地域の安全・安心や居住環境の向上につながる新たな対策として、空き家、狭隘道路を一体的に解消することを、他市に先駆けました防府モデルとして推進したいと考えております。

私は、空き家対策は大変重要であると考えております。次期総合計画にも空き家対策を重点プロジェクトとして位置づけ、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 宇多村議員。

○12番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。

総合計画の位置づけもはっきり分かりました。ありがとうございます。

私も以前、本市の空家等対策協議会の委員をしておりましてし、他市町への視察も行っておりますので、空き家問題と一言と言っても様々な要因があり、これをすれば全て解決をするといった特効薬がなく、非常に難しい問題であることは重々理解しております。

しかし、危険空き家の存在は地域住民にとって、安全・安心な生活を脅かすものであり、一刻も早く解決してもらいたい重大な問題であります。先ほど市長からの心強い答弁にありましたように、次期総合計画で空き家対策を重点プロジェクトに位置づけられておられるとのことですので、今後も空き家対策をしっかりと推進していただくよう、強く要望し、1点目の空き家対策についての私の質問を終わらせていただきます。

続きまして、市有三世代住宅の住宅用地について御質問いたします。

現在、富海に建設されております市有三世代住宅事業は、まち・ひと・しごと創生総合戦略での取組により、とのみ保育所西側用地を取得、造成し、3か年計画で各年2棟、計6棟の建設が計画されておりました。

平成29年度には、玄関が2か所、2世帯型の同居Aタイプと、玄関が1か所、完全同居型Bタイプ住宅が建設されましたが、残りの4区画については建設が中断となり、現在に至っております。

昨年3月議会におきまして、三原議員の、三世代住宅は、計画では3か年で2棟ずつ、計6棟建設するというので、既に2棟が建設されているが、平成30年度も31年度も予算が全く上がっていない。適切な対応と思っているが、現状と費用対効果についてお尋ねする、との質問に対し、市長答弁でございますが、この事業は世代間で互いに支え合い生活する多世代家族の形成を促進し、定住促進及び子育て環境の向上を図ることを目的と

して、人口減少が著しい富海地域をモデル地域として、平成28年度から着手されたものでございます。2棟が建設された後、建設予定や入居に関する問い合わせなど、一般の方々からの反応がなかったことから、また、事業費も多額に上がっていることから、残りの敷地につきましては、現状を踏まえ三世代住宅とは違った形での有効利用を検討してまいりたい、と答弁されております。

そこでお尋ねいたします。地元富海地域の皆様の声として、早期に活用を望む声が出始めています。市としてこの未利用地の活用をどのように進めていくお考えか、執行部の所見をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（入江 裕司君） 宇多村議員の市有三世代住宅用地の有効活用についての御質問にお答えします。

市有三世代住宅事業は人口減少が著しい富海地区において、世代間で互いに支え合い生活する多世代の家族の形成を促進し、定住促進や子育て環境の向上を図ることを目的として、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として、平成28年度から着手された事業でございます。

現在は、当市有住宅には2棟の住宅に中学生以下の子ども6人を含む2世帯12人の御家族が入居されております。

議員御案内のとおり、事業当初の計画では、平成29年度から3か年で全6棟を建設する予定で、そのうち2棟を建設いたしました。入居者が決まるまでに長時間を要したことに加え、建設予定や入居に関する問い合わせなど、一般の方々からの反応もなかったことから、残り4区画の活用方法を検討してまいりました。

このような状況の中、事業の継続は困難であると判断いたし、昨年3月市議会において、市有三世代住宅事業の今後の方針に関する質問に対し、残りの事業敷地につきましては、三世代住宅とは違った形での有効活用を検討してまいりたいと、答弁させていただいたところでございます。

その後、地元の方々等にお話をお伺いする中では、早期に人口減少防止策としての有効な活用策を講じてほしいとの御意見や、また不動産事業者からは、国道2号の拡幅工事が令和7年度に完成予定であり、また下水道等のインフラ整備が進みつつあることから、周南市等への通勤圏としてのポテンシャルが高まっていると伺っております。

こうした状況を踏まえまして、富海地区の人口減少防止策のため、定住住宅用地として、一世帯でも多くの方に住んでいただけるよう、民間活力の導入による有効活用を図りたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 宇多村議員。

○12番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。

まず、早期に事業化していただけるとの御回答いただき、改めて感謝申し上げます。ただいま、定住住宅用地として早期に対応していきたいとの話を聞いたばかりでございます。

こういった御質問はあまり好ましくないかもしれませんが、1点再質問させていただきたいと思います。

地元のもう一つの意見として、隣接する消防分団機庫の駐車場用地がかなり離れたところにあるので、近くに確保してほしいとの要望もございました。このことについて検討していただけないでしょうか、再度御質問申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（入江 裕司君） 先ほども申し上げましたが、宇多村議員も申されるように、三世代住宅用地につきましては、定住住宅用地として早期に事業化することが最優先課題と認識いたしております。

御質問ありました、消防団の駐車場用地につきましては、消防本部と協議した上で、考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 宇多村議員。

○12番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。

消防本部と協議して考えてまいりますとのこと、よろしく願い申し上げます。

最後になりますが、現在富海地区では、平成28年4月に富海活性化協議会を立ち上げております。平成30年に作成いたしました富海地域夢プランの中で、若者の定住、他地域からの転入者を増やし、人口減少に歯止めをかけることを目的に、地域の皆様とともに活動しております。

このことを御紹介申し上げますとともに、この一般質問の未利用地の活用含め、今後とも富海地域の人口減少に歯止めをかけるため、防府市の厚い御支援を賜りますことをお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、12番、宇多村議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、9番、久保議員。

〔9番 久保 潤爾君 登壇〕

○9番（久保 潤爾君） 「無所属の会」の久保潤爾です。11月15日の選挙で3回目

の当選をさせていただきました。今期も議会のチェック機能を果たすため、執行部からは一歩離れる、二歩離れるなの精神で是々非々の姿勢で臨ませていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして、質問させていただきます。

質問の1点目は新庁舎建設案における行政ゾーンの設置についてです。

まず、新庁舎建設については、市民、職員の命を守るという観点から、建設場所を現在地に決定され、防災機能の強化、機能の複合化、財政負担への配慮など、スピード感を持って進められてきたことに敬意を表します。

しかし、行政ゾーンの設置については、パブリックコメントにも見られたように、反対、疑問の声を上げた市民もおられます。

私の周囲にも、行政ゾーンの設置については、明瞭に反対ではないがなぜという疑問を持たれている方はおられます。また、行政ゾーンの設置それ自体を知らなかったという方も多くおられるので、周知、説明が不足していると感じられることが多々あります。

私は庁舎建設案に反対するものではありませんが、執行部が防府市のためによかれと思って進めていることであっても、市民から疑問の声があるのなら、丁寧に周知、説明し理解を求めていく努力をすることが、行政の努めであると考えます。

そう考えますと、このことに対するこれまでの議会での執行部の答弁は、紋切り型に過ぎ、真摯に疑問に答えていこうという姿勢があまり感じられません。

警察署の誘致に関しては、まだ決定したわけではなく、相手のあることなので、こちらからどうこう言うことではないという執行部答弁は、一理あるとは思いますが、県への要望という形で意思表示をしている以上、そのことが実現することによって、もたらされる果実をしっかりと市民に説明することは必要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。

1点目として、執行部は行政ゾーンの設置によりもたらされるメリットを土地利用の高度化、利便性の向上、防災拠点機能の強化、将来のまちづくりの布石というように、4点上げられているかと思いますが、このそれぞれのメリットについていま一度御説明を願います。

2点目として、行政ゾーンを設置することによって、防災広場としても活用できる面積の土地を失うこと、立体駐車場を建設せざるを得なくなり、その財政負担も発生することなどの、デメリットが生じるかと思いますが、これらのデメリットは、さきの4点のメリットによりカバーできるのかをお尋ねします。

3点目として、前段で述べたように、行政ゾーンの設置に関する市民への周知、説明が

不足していると感じておりますが、今後この点についてどのような方針で臨まれるのでしょうか。

以上、3点について御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 9番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 久保議員の新庁舎建設における行政ゾーンの設置についての3点の御質問にお答えいたします。

庁舎建設につきましては、議会の御協力をいただきながら進められておりますことに、感謝を申し上げます。

現在、実施設計を進めており、来年度には既存庁舎の一部を解体する工事に取りかかる予定でございます。

お尋ねの行政ゾーンにつきましては、これまで特別委員会や一般質問等で、繰り返しお答えしておりますとおり、平成30年8月の庁舎建設調査特別委員会で、現庁舎敷地を建設地とする方針をお示しした際、併せてその構想についてお伝えしたもので、現在市役所周辺に点在している行政機関を市役所敷地に集約して、連携を強化することによって、市民サービスの向上を図ろうとするものでございます。

まず、第1点目の行政ゾーンのメリットにつきましては、先日の石田議員への御答弁と一部重複する部分もございますが、土地利用の高度化につきましては、市役所敷地への行政機関の集約や、防災用の備蓄等の倉庫の上を立体駐車場として利用することにより、効率的な土地利用を図ろうとするものでございます。また、県の施設の移転後の跡地の活用につきましても、今後のまちづくりに資するものと期待しております。

2つ目の利便性の向上につきましては、複数の行政機関が近くに位置することによって、市民の皆様がワンストップでサービスを受けることができるようになります。

また、関係機関の連携が密になることで、さらなる市民サービスの向上が図れると考えております。

3つ目の防災拠点機能の強化につきましては、災害発生時に県の土木関係部署や警察署との連携が強化されることにより、様々な対応がより迅速に行えるものと考えております。

4点目の将来のまちづくりへの布石でございますが、かねてから庁舎建設は本市におけるまちづくりの基本であると申し上げてまいりましたとおり、現在策定中の第5次防府市総合計画におきましても、庁舎建設は重点プロジェクトの1番目に掲載しております。庁舎建設の道筋が立ったことにより、今後の駅周辺のまちづくりをはじめとした、様々な施策の展開が可能になったものと考えております。

先日開催いたしました、駅周辺まちづくり協議会におきましては、現在の県施設の跡地利用に関して、民間活力導入への期待感が委員から示されたところでございます。

こうした可能性を踏まえ、駅北公有地の土地利用方法を考えることもできますことから、駅北公有地における民間活力の導入にも一層の弾みがつくものと考えております。

第2点目のメリットとデメリットについてのお尋ねですが、新庁舎には約300台分の平面駐車場と、同じく約300台分の立体駐車場を整備いたしますので、敷地内における駐車可能台数は現在よりも増加いたします。

また、議会での御議論も踏まえまして、立体駐車場にはトイレを整備し、一時避難所とすることができるようにしましたので、災害への備えも強化されると考えております。

立体駐車場につきましては、災害時には一時避難所のほかに、屋根のある広いスペースをボランティアセンターとして、活用することができます。また、車椅子の方が2階の福祉関係フロアとの間を、傘を差さずに行き来できるなど、日常的な利便性の向上にも大きく寄与するものと考えております。

最後に、3点目の周知に関する御質問でございます。

先ほど申し上げましたとおり、庁舎の建設は防府のまちづくりの第一歩であり、策定中の総合計画にも、その旨を記載しているところでございます。

総合計画完成時には庁舎建設のみならず、まちづくり全体について、市民の皆様にも、防府のまちはこう変わるんだと、分かりやすくお知らせしてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 久保議員。

○9番（久保 潤爾君） 御答弁ありがとうございました。

メリット、デメリットについて改めてお伺いいたしまして、今言われていました内容が、最初デメリットのほうで、広い敷地を失うことであるとか、立駐を建てることのデメリットをどうカバーするのかという点について、それなりに、筋の通った説明であると、私は思っております。

思っておりますが、最初の質問で申したとおり、パブリックコメント等、反対の声を上げられる市民もおられるわけで、そのあたりはきちっと理解を求めていくという姿勢がぜひ必要じゃないかなとは思っております。

そういう意味で周知はどうするのかというところをお尋ねしたわけですが、総合計画の中でというような言い方だったんで、もうちょっと、しっかりやっていただきたいなとは思ったんですが、今後いかがでしょうか、庁舎建設案に関しては、多分ほかの点に関してはそこまで問題視されてないだろうと感じておいて、唯一この警察署の誘致の部分だけだ

と、私は感じておるんですけれど、それがパブリックコメントで出ているわけです。

パブリックコメントの内容が建設案に対するものじゃないからということで、執行部はそれに対しては、回答をEでしたかCでしたか、そういう回答されているわけですが、疑問を持っておられる方がおられるので、そのあたりについては周知をもう少し踏み込んだ考えをしていただきたいと思いますと思っているんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） 久保議員からの再質問にお答えいたします。

総合計画が出来た段階で、先ほど申し上げましたように、庁舎建設は一丁目一番地でございます。その辺も、議員から指摘された点も踏まえまして、本当に市民の皆様にも、庁舎はここが変わるんだ、こうしてるんだと分かるような形で周知に努めていきたいと思っております。

○議長（上田 和夫君） 久保議員。

○9番（久保 潤爾君） 分かりました。周知について十分配慮されるということで、よろしく願いいたします。

その上で、この件に関しては市民の意見が少数意見なのか、多数意見なのか、そのあたりをぜひ見極めていただいて、もし多数意見というのであれば、理解を求めていく努力というものが必要になってくるかと思っておりますので、そのあたりぜひよろしくお願いいたします。

ちょっと提言といいますか、申したいんですけど、池田市長におかれましては、新庁舎建設に関しての質問の冒頭でも述べましたように、モットーであるスピード感を持って、市民、職員の命を守るために、精力的に事業を進められてきたことを高く評価しております。

また、そのほかの事業においても、国や県との良好な関係を生かして、防府をよくするために、精力的に動かれていることも承知しております。

ところで、私は今回の選挙における地方紙の事前アンケートで、池田市長の2年間の評価を尋ねられた際に、今申しましたような点から、市長として十分な仕事をされているとしましたが、一点その意思決定の早さが時として、拙速に見えることがあるので、案件によってはしっかりと市民の声を聞き、丁寧な説明をしていただきたいと思いますと感じることがあると、注文をつけております。

どんな物事にも反対意見はつきものですが、防府をよくしていきたいという思いがあるなら、反対意見、少数意見に対してこそ、丁寧に説明し理解を求めていく姿勢を見せることが、少数意見を尊重し、耳を傾けるという、民主主義の制度の下、選ばれた市長の努め

ではないかと思えます。

人生の先輩でもあり、母校の先輩でもある池田市長にこのようなことを私が申すのは大変失礼で、僭越であるとは思いますが、市議会議員として池田市長に、今よりもよりよく市政を運営していただきたいという思いを込めまして、あえて言わせていただきました。

市長の原点である、しっかりと聞き、しっかりと考える姿勢を堅持し、この新庁舎建設の件を進めていただきたいということをお願いして、この項の質問は終わります。ありがとうございました。

それでは、2点目に移らせていただきます。

質問の2点目は財政調整基金についてです。

まず、執行部におかれましては、コロナウイルス対策では、素早い対応をされ、市民の暮らしを守るための施策を次々に打ち出されていったことを高く評価します。

しかし、一方で、その施策のために、自治体の自由に使える貯金である財政調整基金を大きく取り崩さなければならなくなりました。以下この質問において、財政調整基金については財調と省略させていただきます。

東京都がコロナ対策のために財調残高の9割を取り崩したように、全国の自治体で財調残高の大幅な減少が見られ、自治体財政への悪影響が懸念されているのは御承知のとおりです。

9月議会で市長が言われたように、財調とはまさにこのようなときのために使うべきものであるため、致し方ない面はありますが、財調にはもう一面の性質として財源調整機能があります。財調残高があまりにも少なくなると、これが機能しなくなり予算編成に大きな支障を来すのではないかと危惧しております。

また、財調が枯渇すると、自治体の決算数値である実質収支の黒字額が削られていき、最悪の場合、実質収支の赤字転落も考えられます。この場合、以前の議会でも指摘したとおり、繰上充用をしなければならなくなり、行政サービスの大幅な低下につながるおそれがあります。

また、実質収支の赤字額がさらに増えれば、財政健全化団体になる可能性もあり、そうなれば市民生活への影響は計り知れません。

このことを考えると、財調残高を一定程度維持することは、財政運営上非常に重要なことであると思われます。

コロナウイルス感染拡大第3波の到来で、その収束が見通せない中、コロナ対策のための財政出動を余儀なくされる事態が今後も想定されるところであり、もちろん最優先でそ

の課題に取り組まなければならないところではありますが、財調残高の極端な減少も回避しなければならないのではないかと考えます。

執行部は、過去に財調残高については、標準財政規模の10%程度、つまり約20億円の財調残高が望ましいと答弁されていますが、現在の状況を考えると、その残高を維持するという事は、大変に困難なのではないかと感じております。

そこでお尋ねいたします。

初日の曾我議員への御答弁もありましたが、改めて、コロナ禍の中、執行部の財調残高に対する方針について変更はないのかをお聞かせください。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 久保議員の財政調整基金についての御質問にお答えいたします。

地方公共団体におけます、年度間の財政調整等につきましては、地方財政法で定められておりまして、長期的視野に立った計画的な財政運営を行えるよう、本市においては、年度間の財源の不均衡を調整するため、条例におきまして財政調整基金を設置いたしているところでございます。

このたびの新型コロナウイルス感染症の発生など、予期できない支出の増加を余儀なくされることや、経済事情の変動等によります市税等の大幅な減収に見舞われることがあり、これらの不測の事態に対応するためにも必要不可欠な基金でございます。

令和2年度においては、まさに不測の事態であります新型コロナウイルス感染症拡大へ対応するため、補正予算で財政調整基金約9億円の取崩しを行っております。

財政調整基金はこのように不測の事態に備えつつ、一方で財政調整機能を果たしていく必要がございますので、一定程度の残高を確保していかなければならないと考えております。

お尋ねの財政調整基金の残高に対する方針でございますが、これまで議員の一般質問において答弁いたしておりますとおり、一般的に標準財政規模の10%程度は必要であるとされ、本市におきましても標準財政規模の10%程度、約20億円は確保してまいりたいと考えております。

このことにつきましては、現状におきましても、いささかも変わりはなく、新たな総合計画の素案においても、決算時での財政調整基金残高20億円以上の確保を目標として掲げているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 久保議員。

○9番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございます。

この状況下でも、標準財政規模の10%程度の財調残高を維持されるということで、このことについては、賛同を示すものでございます。

これも繰り返しのことを聞いてしまうかもしれないんですが、財調残高をコロナ禍の中、どのように維持されていくのか、そして今から先、まだ収束が見通せない中、どうなるか分かりません。そのような中でも財調残高を維持していくんだという、執行部の意思といえますか、思いといえますか、そのあたりをお答えいただけますでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えいたします。

令和3年度からスタートいたします、新たな総合計画につきましては、その計画期間を5年間とし、特に、重点的に取り組む施策を重点プロジェクトとして掲げ、事業費等を踏まえまして、具体的な取組内容、あるいはスケジュールをお示しすることといたしております。

財政収支を見通す中で、実行性を重視いたします新たな総合計画の策定は、来年3月の上程に向けまして、現在最終的な段階を迎えているところでございます。

こうした中で、先ほども申し上げましたけれども、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、急遽補正予算で財政調整基金の取崩しを行っております。これからも必要な対策は講じていく必要はございます。

加えまして、令和3年度においては長引く感染症の影響から、税等の大幅な減収が見込まれ、多額の財源不足を懸念いたしております。予期せぬ状況に対応しつつ、新たな総合計画に掲げる施策を着実に進めるためには、何にも増して財源を確保していくことが重要でございます。

このため、財政健全化の取組をさらに強化することとし、あらゆる手段で必要な財源確保に取り組んでまいります。

また、国に対しまして、地方一般財源総額の確保について、あるいはコロナ対策については交付金の増額について、様々な機会を通じ要望を行ってまいります。

全庁一丸となりまして、これらのこのような取組を着実に進め、決算時の財政調整基金残高20億円以上を確保してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 久保議員。

○9番（久保 潤爾君） 御答弁ありがとうございます。

全庁一丸となってということで、非常に強い思いで取り組まれていかれるということが

確認できましたので、安心いたしました。

先ほど申しましたけれど、財調基金残高を確保していくという執行部の方針に心から賛同いたすものでございます。

コロナウイルスの第3波到来の中、ちょっと提案をしたいんですけど、市内、県内においても感染者が増加傾向にございます。ワクチン開発のニュースも耳に新しいところではありますが、治験データの少なさとその効果についてはまだ不透明な部分がございます。今後もコロナに対する方策を立てていかなければならない状況の中で、緊急の財政支出を余儀なくされることもあるやもしれません。また、そのような状況下で万が一の大規模な自然災害などが発生したら、財調の枯渇という最悪の事態を招きかねません。

そこで提案なんですけど、特定目的基金の条例を改正して、コロナウイルス対策にその基金を使用できるようにしておいてはいかがでしょうか。

岐阜県ではコロナウイルス対策のための、国からの交付金を受けてもなお財源が不足し、20億円を捻出しなければならなくなった際に、先ほどの総務部長の答弁で分かるように、自治体にとってのラストリゾート、つまり最後の手段である財調を安易に取り崩すことは、慎重に考える必要があるとして、特定目的基金である県有施設整備基金について条例改正し、県有施設整備・新型コロナウイルス感染対策基金とすることで、基金を感染症対策の財源に充当可能とし、ここから取崩しを行ったそうです。

岐阜県の場合は、財源を捻出する必要に迫られ条例改正を行ったわけですが、事が起こってから慌てて対応するのではなく、財調基金残高を維持するための転ばぬ先のつえという意味で、条例改正をしておいたらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えいたします。

本市におきましては、財政調整基金以外に18の特定目的基金を設けております。それぞれ個別の目的に沿って予算審議を経た上で、積立てあるいは取崩しを行っているものです。

特定目的基金をコロナ対策のために使用できるよう条例を改正してはという、議員のお尋ねでございますが、制度的には可能なものですが、財政運営上のモラルハザードにつながるおそれもございます。

このため、市といたしましては、先ほども申し上げました財源確保の取組等を徹底し、特定目的基金に頼ることなく、持続可能な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 久保議員。

○9番（久保 潤爾君） 御答弁ありがとうございました。

モラルハザードが起こるかもしれないということで、当面、条例改正は考えておられないということでした。その後の答弁では、しっかりと財調残高維持していくために取り組んでいくんだということで、先ほど、災害がというふうなこと申しましたが、平成21年のあの豪雨災害のようなことが起こった場合にも、しっかり対応できるよう備えておいていただければと思うところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

この質問を通じて、財調残高をこれまでの方針どおり維持していくという、執行部の方針が改めて確認できまして、そしてまた総務部長の御答弁にありましたけれど、総合計画、コロナといろいろある中で、必ずやっていくんだという強い意志も確認できました。財調残高を維持することは、行政サービスの質を維持することにつながります。

逆に言えば、財調残高の極端な減少は、行政サービスの質の低下に直結するわけでありまして、その事態だけは避けなければなりません。

国難とも言える状況でもある上に、その収束を見通せない中で、執行部及び財政当局の御苦労は想像を超えるものがあると拝察いたしますが、市民生活への影響を最小限に食い止めて、財調残高を維持し、持続可能な財政運営ができるよう、頑張っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

また、前回の議会で、市長にこのような状況下であるからしっかりと国に財政支援の要請を行ってほしい旨お願いいたしました。先ほど部長の答弁の中にもございましたが、国にしっかりと求めていくと申されておりました。市長の初日の御答弁にあったように、最大限の努力をされていると感じます。大変であるかと思いますが、実現に向けてさらに御尽力いただけますよう、要望いたしまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、9番、久保議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 和夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決しました。お疲れさまでした。

午前11時57分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月14日

防府市議会議長 上 田 和 夫

防府市議会議員 吉 村 祐太郎

防府市議会議員 曾 我 好 則